

京都市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第112号

京都市火災予防規則の一部を改正する規則

京都市火災予防規則の一部を次のように改正する。

第21条中「, 消防吏員駐在所」を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(消防局予防部)